



# 学校だより **ちぐさだい** 第9号

千葉市立千草台中学校 令和7年2月28日発行

## 『自然教室を振り返って』

教頭

2年生宿泊行事「自然教室（2泊3日）」を引率しました。千葉市では、2年生が自然教室、3年生は修学旅行というのが共通の教育課程として位置づけられます。修学旅行は各学校（本校は京都）で行き先を決定していますが、自然教室は千葉市の統一された事業として、「群馬県 国立赤城青少年交流の家（主に前期）」と「福島県 那須甲子青少年自然の家（後期）」にて展開します。50年以上の歴史ある事業ですので、ご家庭によっては祖父母とも語り合える親子3代で共有できる行事です。（親世代は群馬県千葉村へ3泊or4泊でした）

さて、今年の自然教室ですが100点満点です。学年職員の評価はもっと厳しいと思いますが、引率責任者としては「安心・安全」が評価軸ですので、稀にみる満点旅行でした。スキー学習を始めとする予定された活動への参加率100%、ケガ・事故ゼロ、病人ゼロ。また、スマホ等の不要物取り上げゼロなど規律面でも一線を超えるような生徒指導はゼロでした。このようなとき、教員はより高い教育成果を追求するのが職務使命ですので、実際の生徒指導数に変化はあまりないのですが、中身が違います。求めるは「楽しい」よりも「成長」です。ご家庭によっては「なんか成長したかな?！」とすでに察しているかもしれません。だからこそ、50年以上続く事業なのだと思うところです。

いずれにしても、義務教育の一環として実施するわけですから、「集団宿泊訓練」という側面なくしては、存在意義が問われますので、今回の自然教室は「大成功」とご報告させていただきます。



### 飛躍へのステップ!～貴重な体験を共有して～

今年の自然教室のスローガンは「当たり前を当たり前」にしました。このスローガンは、実行委員会で学年の生徒の意見をもとに話し合い、決まったものです。自然教室中も、初めは時間を守れなかったり、人の話を聞く態度が悪かったりして注意されることが多くありました。ですが、自然教室の3日間を通して注意される回数が減り、時間を守ることや話の聞き方など、当たり前のことが少しできるようになったかなと思います。ただ、この3日間の中で新たに出来た課題や反省点も多くあります。学校ではない違う環境の中でさまざまな体験をしたこの3日間は、私たちにとてもかけがえのない最高の思い出になりました!この自然教室を「楽しかった」だけで終わらずに、今後の学校生活や5月の修学旅行につなげられるようにしたいです。

実行委員長

### 【3月の予定】

- 3(月) 3年生を送る会
- 4(月) 公立高校入学許可候補者発表
- 6(木) ちぐさ寺子屋(含閉校式)
- 11(火) 第59回卒業証書授与式
- 13(木)・14(金) 2年千葉市学力学習状況調査
- 19(水) 給食終了、大掃除
- 24(月) 修了式・離任職員挨拶【離任式】
- 25(火) 学年末休業～31(月)

### 【4月以降の予定】

- 7(月) 着任式・始業式
- 8(火) 入学式
- 9(水) 給食開始
- 9(水)～15(火) 学年内日課
- 17(木) 3年全国学力学習状況調査
- 26(土) 授業参観、学級懇談会、学年保護者会
- 28(月) 振替休業
- 5/31(土) 体育祭 ※
- 6/2(月) 振替休業

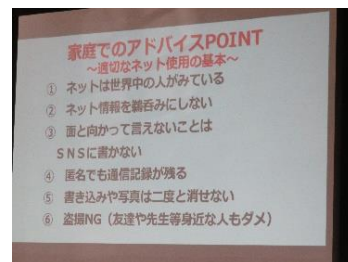
※ 5/31(土)が雨天中止の場合、6/1(日)に実施予定です。  
6/1(日)も雨天中止の場合、6/3(火)に実施予定です。

## 【祝 吹奏楽部 全国大会出場！！】

2/15(土)マーチング全国大会が神奈川県民ホールで行われ、本校吹奏楽部が都賀中と合同バンドを組み出場し、優秀賞をいただきました。

## 【SNSトラブルに巻き込まない、巻き込まれないために】

2/21(金)新入生保護者説明会では、千葉県警察少年センターの職員をお招きし、「ネット安全教室」を行いました。インターネットは便利なもの、楽しいものですが、使い方を間違えると、生活が振り回され(ネット依存、多額の課金)、コミュニケーションツールとしてのトラブルが起き、犯罪の被害者・加害者になることもあります。特に、ネット情報を疑わず、ネット情報に左右されやすい子ども、スマホやネットの使い方ルールがない子どもが被害に遭うケースが多く、トラブルの当事者は誰でもなり得るものです。以下、要点をお知らせします。ご家庭でも話題にいただけると幸いです。



### 1. ネットトラブルの実態

- (1) 掲示板・SNS 等での誹謗中傷やいじめ
  - ・LINE 等でのやりとり、意図しないやりとり⇒集団いじめに発展することも
  - ・悪口や嘘を書き込むと、内容によって、脅迫罪・名誉棄損罪・侮辱罪・迷惑防止条例違反などの罪に問われることも
- (2) 個人情報の流出
  - ・日常のツイートや、写真やジャージ、名札が写っていると学校や住所などが特定される
  - ・撮影時、GPS 機能が ON になっていると、撮った場所や日時が特定される
  - ・友達が写っていると、友達の個人情報までわかってしまう危険性
- (3) 裸の写真などの製造・保持・拡散(転送)、ネットで知り合った人からの性的被害  
18 歳未満の者の裸の写真や動画を撮る、送る、所持する(保存する)ことは法令違反(児童ポルノ法など)
- (4) 悪ふざけでは済まされないこと
  - ・友達とコンビニのショーケースに横たわる写真を撮って SNS に投稿、コンビニから威力業務妨害罪で訴えられた
  - ・爆破予告のツイート(実行する気はない)、ツイートを見た学校が警察に通報、パトカーが何台も出動する騒ぎに
- (5) ネット・ゲーム依存  
アイテムを手に入れるため親のクレジットカードを勝手に使った、動画視聴やゲームがやめられなくなり昼夜逆転
- (6) 闇バイト募集に注意
  - ・掲示板・SNS など、犯罪実行者を募集する「闇バイト」の求人が紛れ込んでいることがある、手口が巧妙
  - ・匿名性の高いアプリを使用(一定時間が経過すると通信履歴が消去されるなどの機能があり「証拠隠滅」を企図)
  - ・身分証明証、顔写真、家族や交際相手の個人情報、自宅を撮影・送信するよう指示される
- (7) その他のトラブル  
違法なダウンロード(著作権法違反)、無断で写真を使用する(肖像権侵害)、他人の ID、パスワードを勝手に使用し、オンラインゲームなどにログインする(不正アクセス禁止法違反)

### 2. 家庭でのルールの見直しを

- (1) 保護者ができる3つのポイント
  - ① パレンタルコントロール…「利用時間の制限」「課金の制限」「利用状況の確認」
  - ② フィルタリング…「有害情報へのアクセス制限」「年齢や使い方によるレベル設定」  
「保護者の責務」と法律で定まっている  
(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第8条)
  - ③ ルール…「スマホを貸し与える前に決める」「最初は厳しめ、時々見直しも」「見える場所に貼る」  
＜ルールの例＞・時間(1日●時間まで、何時以降は使用しない など)  
・場所(リビングで使用する、食事中は使用しない、充電はリビングでする など)  
・内容(個人情報を書かない、知らない人とやりとりしない、会わない、悪口を書かない、  
無断でアプリをダウンロードしない、課金しない、困ったことがあれば親に相談する など)
- (2) 家庭でのアドバイスポイント
  - ① 適切なネット使用の基本
    - ・ネットは世界中の人が見ている ・ネット情報を鵜呑みにしない ・面と向かって言えないことはSNSに書かない
    - ・匿名でも通信記録が残る ・書き込みや写真は二度と消せない ・盗撮NG(友達や先生等身近な人もダメ)
  - ② トラブル対処法
    - ・証拠となる画面は消さない(記録する) ・画面を見せながら親や先生、警察に相談すること
  - ③ 保護者として忘れないでほしいこと
    - ・スマホの所持者は「保護者」。子どもには「貸し与えて」いることを忘れないように。
    - ・子どもがスマホをどのように使っているか等を確認し、使い方を把握。(警察沙汰にならないよう家庭で注意を)
    - ・わからないことは子どもに教えてもらう。

**\*スマホなどの機器は、親が子どもに貸し与えるものです。貸し与える前に、親子でルールを決めましょう。**